

「障害者」の「自立」を支援することの意義 は何か : 社会福祉の存在意義を問う

岩崎, 晋也 / IWASAKI, Shinya

(出版者 / Publisher)

法政大学現代福祉学部現代福祉研究編集委員会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

現代福祉研究 / The bulletin of the Faculty of Social Policy and
Administration : reviewing research and practice for human and social
well-being

(巻 / Volume)

6

(開始ページ / Start Page)

57

(終了ページ / End Page)

79

(発行年 / Year)

2006-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00001991>

「障害者」の「自立」を支援することの意義は何か

－社会福祉の存在意義を問う－

岩 崎 晋 也

I. はじめに

筆者は、かつて「自立」規範と社会福祉の関係性について検討した。その際、『自立』社会においては、人間の富裕欲を減退させることはよくないことであり、援助が依存という問題を発生させる危険性があったからこそ、常に『自立』社会との関係で援助は正当化を求められてきた。しかし労働の価値が人間の生存を保障する役割において相対化すれば、援助は、単に労働力の交換による財の分配を補完する存在から、『自立』社会の呪縛を離れ、独自の存在－『自立』との関係で正当化されるのではなく、自らの言葉で正当性を主張する存在－になる可能性を有している」（岩崎 2002：118）と論じた。

本稿は、社会福祉が自らの存在の正当性をいかなる言葉で主張しうるのかを検討するものである。具体的には、「自立」社会において最も価値が低められた「障害者」に対する政策を取り上げ、戦前から戦後にかけての「障害者」への「自立」支援政策の変遷とそれを規定する要因を分析することによって、単に「自立」社会からの要請として行われる「自立」支援に対して、それに抗し、「自立」の意味合いを多様化する福祉実践の必要性と可能性について論じるものである。

まずは、そもそもなぜ「自立」との関係で「障害者」というカテゴリーが創出されたのか、歴史的に確認することから論を進める。

II. 「障害者」の創出 － 明治初期における障害者政策

1. 近代の平等原理が生み出した「障害者」

江戸時代までは、現代でいう「障害者」あるいは「障害」というカテゴリーは、社会的な意味を有していなかった¹⁾。身分制社会においては、障害をもっているか否かよりも、いかなる身分に所属しているかが、まず重要な社会的意味を有していた。もちろん障害をもつことを理由として、不利な社会的取扱（家督が相続できないなど）を受けることもないわけではないが、異なる身分を越

えて同一の障害でカテゴライズすることに社会的意味はなかったのである。例えば視覚障害者は、中世から近世にかけて、鍼灸、音曲、金融などで、それぞれ「座」と呼ばれる自治的な身分社会を形成していた。その場合でも、視覚障害者であることよりも、どこの「座」に所属し、その「座」における身分（検校や別当などといった階級）およびそれに付随する特権が、社会的な意味を有していたのである。（谷合 1996、世界盲人百科事典編集委員会編 1972：24-33）。

これに対して明治政府は、列強諸国に自国が植民地化されることへの恐れから富国强兵・文明開化政策を推し進め、そのために前近代的な身分制を解体した。身分の平等化を推進するとともに、封建的な特権や保護を廃止したのである。視覚障害者が形成していた「座」の特権（民衆の吉凶時に施与の強要、高利の金融業など）も、1871（明治4）年に太政官布告で廃止したのである²⁾。

このように明治政府は、天皇制における一君万民イデオロギーという制約はあったが、近代的な平等原理を前提とした政策を推進した。しかし、平等原理は無前提にすべての人に適用されるわけではない。享受するための資格が問われるのである。その資格要件の一つが「自立」する能力を有していることであった。例えば、平等に扱われる権利が付与されるには、平等に義務を果たすことが求められる。経済的な「自立」は、納税の義務を果たすことと関連しており、身体的な「自立」は、兵役の義務を果たすことと関連している。また精神的な「自立」は、経済的あるいは政治的な権利行使と関連しているのである。つまりこれらの「自立」する能力を有している成員によって社会が構成されていると仮定するからこそ、平等原理が適用可能となるのである。近代の平等原理は前近代の身分的な差別を告発したが、逆に新たな差別を生み出すことにもなったのである（ひろた 1998）。そしてこの「自立」する能力を永続的に有しない者がまさに「障害者」であり、例外的な逸脱者と位置づけられ、カテゴライズされて行ったのである³⁾。

1) ただし7世紀から8世紀にかけて中国から統治のシステムを輸入した律令体制は、現代でいう「障害者」というカテゴリーが社会的意味を有していた。律令体制は、国家が公民一人ひとりを戸籍や計帳によって管理し、課役を課すものであった。そのため課役を遂行するための身体能力が、社会的な意味を持ち、「残疾」「廢疾」「篤疾」の三段階の障害区分がなされ（養老律令 戸令七など）、それに基づき課役の減免がなされたのである。わが国の律令体制下における有疾者救恤制については、利光（1959：241-297）などを参照。

2) 廃止に先立って、東京府は盲人の職業と生活状況を調査しているが、座の中で身分の高いもの（盲官）は自活できているが、無官の盲人は生活窮迫者が多く、盲官制度は有害無益としている。特権は廃止したものの、代替する生活保障政策は出されなかった（谷合 1996）。ただし、形式的には盲官は廃止されても、明治中期ごろまでは、民衆の吉凶時の盲人への施与などは続けられていた（世界盲人百科事典編集委員会編 1972：34）。

3) 排除されたり、価値が低められたのは、「障害者」だけではなく、女性、児童、少数民族、「部落」など様々なカテゴリーが形成された。しかしその中でも、「障害者」は「自立」規範からはマイナスの価値づけしか得られない特殊な存在である（岩崎 2002：97-98）。

2. 明治初期の東京における救貧対策

実際にどのようにカテゴライズされたのか、北原（1995）の詳細な史料研究の成果をもとに、明治初期の東京府における救貧対策を見ることにする。

明治政府揺籃期の重要な政策課題の一つが、東京など都市における治安問題であった。旧幕臣やその陪従を中心とする無禄無産化士族層を中心とする政治的窮民と、都市が普遍的に抱え込む経済的窮民は、治安上放置できない問題となっていた。明治政府は、それを解決するために、まず大都市において戸籍編成作業を行なった。

東京では1869（明治2）年から戸籍調査が行なわれ、有籍とするか否かは、生活の見込みが立つか立たないかで判断された。生活の見込みの立たない者は、有籍者の「厄介」（被扶養者）となるか、有産・有籍化のための支援（自立支援）が行なわれた。実際には、無籍者とされた者は東京府戸籍調所付属長屋などの施設に暫定的に収容し、順次、下総小金牧開墾地に送り、開墾農民化（有産化）しようとしたのである。その過程で、家族を有しない高齢者や児童など、原野開拓に向かない者を収容する施設として救育所が設置された。救育所は、三田、麴町、高輪に設置されたが、その中でも高輪の救育所は、独自の役割を有していた。高輪の救育所が設置される直前に乞食旧里引渡令が出され、東京の非人や乞食の内、壮健なものは旧里に引き渡すことを命じたが、その他の引き取り手のない「老幼廃疾」の者への対策として高輪の救育院が設置されたのである。三田や麴町の救育院では、授産を通して経済的な「自立」が目標とされたが、乞食をする以外に生活の見込みが立たない「老幼」者と「障害者」を対象とした高輪救育院では、一人当たりの費用が他の救育院の約半額に抑えられ、逃亡を禁じられるなど、社会からの隔離収容が主たる目的とされたのである。実際高輪の救育院では開所から1ヶ月の内に、約3分の1が逃亡し、1割弱が病死している。

つまり明治政府は、戸籍調査により個人の自活の見込み（自立度）を個別的に把握し、見込みが立たない者をその能力や条件に応じて、開墾農民、授産施設収容者と選別し、そのいずれによっても自活の見込みのない者（「障害者」や「老幼」者）を治安対策として高輪に隔離収容したのである。そのため、廃藩置県や統一戸籍法を実施して治安問題の目処がついた二年後の1971（明治4）年には、救育所の必要性も低下し、もともと旧幕府時代の町会所の財産を流用するなど財政基盤が弱かったこともあり、民間に払い下げられた。しかし民営化されても救育所からの逃亡者が相次ぎ、採算も採れず、ついに1972（明治5）年には、老幼廃疾者については町会所の財産を引き継いだ営繕会議所から扶助米を支給することを条件に廃止された。

だが廃止した直後に、今度は外交上の問題から浮浪者対策をする必要が生じた。救育所廃止の翌月にロシア皇太子アレクセイが訪問することになっており、樺太における国境問題をロシアとの間に抱える明治政府としては、文明国としての体面を汚す浮浪者への対策が迫られたのである。東京

府知事から浮浪者対策の諮問を受けた営繕会議所は、「救貧三策」を答申し、窮民を雇う工場や日雇会社への資金提供とともに、労働が困難な「廃疾老幼」の保護が提案された。その結果、アレクセイ来日の前日に、非人頭長谷部善七に市中徘徊の乞食約240人を狩り込みさせ、養育院が設立されたのである。このように便宜的な措置として養育院はスタートしたが、財政上の問題から次第に入院条件を厳格化していき、「無告貧苦の病羸者」（扶養者のいない「障害者」）に限られていくことになる（東京都養育院 1974：54）。

こうした扶養者のいない「障害者」を隔離収容する政策は、1873（明治6）年の東京府知事の布令にも見られる。この布令では各戸長に対して、「不具者」を見世物にすることを禁じ、生活の目処が立たない「不具者」は養育院で扶助するので申し出るように命じている（永島 1972）。

また1874（明治7）年には、精神病者の徘徊を防止し監護する義務を家族に課す東京府の布令が出され、翌年には養育院内に「狂室」を設置して、精神病者を収容した。このことは「精神病者が『猥り二徘徊致』す状態に止めを刺し行政的压力で家族にその責を担わしめた結果、『家』に鎖縛できない『狂人』の最終的措置を府自身が負わなければならなくなった」（北原 1995：317）結果といえよう。

こうした「不具者」や「狂人」に対する保護は、あくまで文明国としての体面を保つために、見世物小屋や公道という公共空間から、文明にとっての異物を排除し不可視可することが目的であり、保護よりは隔離という表現が相応しいものであった。

3. 義務と権利の主体からの制度的な排除

「障害者」を例外的な存在として位置づけることは、都市の救貧施策に留まらず、明治政府が近代的な国家体制を構築する上でも明確になっていった。たとえば国民の反発を受けながらも、富国強兵の観点から国家が積極的に国民の義務として位置づけようとしたものに、兵役と義務教育がある。この二つの制度においても、まさに義務が免除される唯一の例外として障害者が位置づけられていくのである。

1873（明治6）年に出された徴兵令では、その常備兵免役概則第二条で「羸弱ニシテ宿痼及ヒ不具等ニテ兵役ニ堪サル者」を免役としている。しかしこの時の徴兵令では、障害事由の他にも戸主や長男などの地位に基づいた免役措置が採られた。その後、1889（明治22）年制定の大日本帝国憲法で兵役が臣民の義務（同法第20条）となると、徴兵令も大幅に改正され、「兵役ヲ免スルハ廃疾又ハ不具等ニシテ徴兵検査基準ニ照シ兵役ニ堪ヘサル者ニ限ル」（同令第17条）と限定され、排除される存在として「障害者」が位置づけられていったのである（清水 1984）。

同様のプロセスは、学校教育における障害児の就学猶予や免除規定の変遷にも見ることができる。

1900（明治33）年の小学校令の改正で、「瘋癲白痴又ハ不具廢疾」児童が就学免除、「病弱又ハ發育不完全」児童は就学猶予となったが、同様に保護者が貧窮であることも就学猶予の事由となっていた（同法第33条）。しかし1941（昭和16）年の国民学校令で、貧困を理由に就学猶予する規定が削除され、唯一、障害事由のみが残されたのである（八幡 1999）。

この他にも様々な資格制度などで、権利を制限する欠格事由として障害事由が採用されている。例えば、1873（明治6）年の鳥獸獵規則（太政官布告25号）が出され、銃獵の免許鑑札交付の欠格者として「白痴瘋癲等人事ヲ辨セサル者」（同規則第9条）が挙げられている。その後も、近代的な資格制度や免許制度が整備されていく過程の中で、それらを規定するほとんどの法令において障害に係わる欠格条項が採り入れられていったのである（岩崎 2000）。

もちろん「障害者」というカテゴリーは、兵役や義務教育などにおける義務の免除、資格制度などにおける権利の制限のためにのみ利用されたわけではなく、先に述べた東京府養育院の入院基準や、1874（明治7）年の恤救規則の対象規定「極貧ノ者独身ニテ廢疾ニ罹リ産業ヲ営ム能ハサル者」など、保護の対象規定として、援助を正当化するものとしても利用された。しかし先に述べたように、これらの保護は浮浪者として公共空間で顕在化することを防ぐことが第一の目的であり、「障害者」への援助を積極的に正当化するためではないのである。

4. 公益主義による「障害者」の位置づけ

以上のように国家の施策や制度においては、「障害者」はあくまで例外的な存在として位置づけられたのであるが、当時この例外性を明確に指摘した者に、内務官僚の窪田静太郎⁴⁾がいる。

窪田は1899（明治32）年に欧州出張における見聞に基づいた「貧民救済制度意見」を発表し、わが国にいかなる救貧制度を導入すべきかを論じた。その中で「救貧制度は宜く公益主義たるべし。単純なる慈恵主義たるべからず。公益主義とは専ら公益上より打算して救済するの謂にして憐愍慈恵、即人情上より救済するに非ず」（窪田 1899：40。句読点は筆者が追加。以下同じ）と述べ、公益すなわち国益を計算して制度構築すべきと唱えた。単なる慈恵主義に基づく救貧制度は、国民の「自助心」を失わせてしまうので望ましくなく、教育や防貧制度を基本とすべきとしたのである。

ただしこの「公益主義の救貧制度の例外」があるとし、「老衰者と廢疾者（不具者及治癒の見込

⁴⁾ 窪田は1891（明治24）年から約20年間内務省に在職し、衛生局長を勤めた。その後、行政裁判所長官、枢密院顧問官を歴任している。「窪田は進歩的ないわゆる『開明官僚』として、官僚中もっとも社会問題に造詣が深く、とくに社会的弱者保護の社会行政の開拓に精進し、貧窮への社会的対応策に没頭した。窪田はまさにわが国における厚生行政のパイオニアとしての面目躍如たるものがあった。」（日本社会事業大学編 1980：i）と評価されており、窪田の公益主義は、内務官僚としての代表的な意見の一つと捉えられる。

なき慢性疾患にして労働に堪へざるものが包含す。以下之に倣ふ) 是なり。彼等は公益上より打算するときは救済の価値なきものなり。故に彼等を救済するは公益上より打算するにあらずして慈恵主義より来り。而も彼等にかぎりて慈恵主義を行ふも公益上無害なるものなり。」(同40) と述べ、「老衰者と廃疾者」を、労働による「自助」が望めない者として例外視した。

さらに窪田は、この論文の最後に、社会的制度の実施の順序を述べ、「老衰者廃疾者に直接生活の救助(狭義の救貧制度)を為すは、慈恵主義、即ち人情を主として論ずれば最急を要するものなり。然れとも彼等世間に対し善をも為さず悪をも為さるものなり。従て之れを救済する制度は社会公益上秩序上は大なる関係を有せざるものなり。国家の任務は社会の公益を増進し及秩序を保持するに在りとせば、寧ろ等窮民の救助よりも急なるものあり。余の見る所を以てすれば、第一は将来の窮民となるべき乞丐児、浮浪児、懶惰児等に強制的に実業教育をあたへ、以て規律的生活を営むの習慣を作らしむるにあり」(同47-48) と述べている。このように公益主義において国家が取り組むべき救済策とは、「公益上の打算」から見て、個々人が抱える公益に害するリスクを減らし、公益に資する存在にするための自立支援政策なのである。

よって公益主義においては、「障害者」はそもそも労働による「自立」ができない「例外」であり、東京における救済施策で見たように、治安や外交関係など特殊な要因から国家の利害に係わり隔離保護の対象になることはあっても、基本的には国家の政策上無価値な存在(「善をも為さず悪をも為さるもの」)と位置づけられるため、浮浪児などと異なり積極的に国民に組み入れるための自立支援政策の対象とはなりえないのである。

このように公益主義においては、「障害者」は自立支援政策の対象外と一旦は位置づけられるたが、実際には徐々に自立支援政策の対象となっていく。それは決して公益主義の変更ではなく、社会情勢の変化により、「障害者」が公益上無視しえない存在となっていくからである。

第一は、視覚障害者のように、「障害者」とカテゴライズされても、その後の民間セクターの自立支援によって経済的な「自立」が可能なが示された場合である。脱障害者化を目指すという意味で、公益主義からは増益的な自立支援といえよう。

第二は、犯罪者予備軍と同一視された知的障害児のように、放置することによって高まるリスクを自立支援によって低下させようとする場合である。社会防衛を主目的としたもので、公益主義からは損害のリスクを減らすための予防的な自立支援といえよう。

第三は、傷痍軍人や大規模自然災害被災者など、同時期に大量に発生した身体障害者を放置することが大きな社会問題となり、かつ経済的な「自立」に向けた支援策が可能になった場合である。公益主義からは、窪田が第一に取り組むべきとした「乞丐児、浮浪児、懶惰児」への自立支援同様に、予防と増益の二つの目的を併せ持つ自立支援といえよう。

次に、これらの自立支援政策が歴史的にどのように形成されたか、検討を行う。

III. 戦前における自立支援政策の展開 ― 公益主義による自立支援

1. 視覚障害者に対する自立支援政策

戦前において、「障害者」の中でも、民間セクターによる自立支援が最も活発に行なわれたのは、視覚障害者であった。先に述べたように、視覚障害者は中世より封建的な自治組織を形成し、政治的にも保護されてきたが、明治政府はそうした特権を廃止したのである。明治以降、視覚障害者の自立を促した大きな要因の一つが、民間セクターによる盲学校の設立であった。

西欧における盲学校を含む障害児学校の存在は、幕末からすでに紹介されており（例えば福沢諭吉『西洋事情』など）、西欧文明の一側面として障害児教育が理解されていた。明治政府においても、西欧型障害児教育への関心が見られ、1871（明治4）年に派遣された岩倉使節団に同行した文部官僚の視察目的の一つとして「啞院法則之事 盲院法則之事 癩院法則之事 痴児院法則之事」が入っていた。また1872（明治5）年に出された学制においては、各種の小学校を定めた条文の末尾に「其外廃人学校アルヘシ」と定めた。この「廃人学校」の呼称は初めて用いられたものであり、西欧の障害児学校を念頭に置き規定されたが、具体的な整備計画はなく、財政上の問題から設置されなかった（中野ら 1967：161-185）。

西欧流の障害児教育が具体化したのは、1875（明治8）年にキリスト教の宣教医フォールズが設立した楽善会が、訓盲院の設置を願い出たことによる。東京府は、外国人が主となっていることに難色を示し、養育院に併設する案を検討するが、最終的には、日本人を主となし、公的な支援をせず民間の寄付で設置することで許可された（中野ら 1967：220-240）。

さらにこの楽善会訓盲院は戦前の社会福祉事業の特質を示すさきがけでもあった。設置にあたって天皇より下賜金が出されたが、これが社会福祉施設に下賜金がだされた最初である（坂寄 1969）。天皇家の財産より臣民に下賜されたことにより、民間の寄付と慈善により運営された事業の成果が、結果的には天皇の慈恵に回収されるという戦前の基本的構図の先例となったのである。

訓盲院設立と前後して、各地でも民間人の働きかけによる盲学校が設立され、点字教育や、三療（針・灸・按摩）を中心とする職業教育が行なわれた。1890（明治23）年に小学校令が改正され、初めて盲啞学校の設置に法的位置づけが与えられたが、ほとんどが私立の盲学校であった。その後1923（大正12）年には盲学校及聾啞学校令が交付され、ようやく各道府県に設置義務が負わされたが、財政上の問題から設置が延期された道府県もあった。

このように視覚障害者に対する教育による自立支援政策は、他の障害者政策と比べても積極的に

展開されたと評価しうる。その背景には、伝統的な仕事として三療（針・灸・按摩）があり、他の障害と比べて職業教育により経済的な「自立」が期待でき、公益を増進するものであったことが挙げられる⁵⁾。その他にも、明治期のわが国においては、衛生上の問題から、障害者の中でも特に盲人が多かったこと（フォールズが慈善事業を行なうにあたって盲人を対象とした理由の一つである）、そして視覚障害をもつ当事者が各地で組織を形成し、積極的な運動を行なったことなども要因と考えられる⁶⁾。

しかしすべての視覚障害者が経済的に「自立」できるわけでもなく、視覚障害者の自立支援は、「公益上の打算」からいって政策の優先順位は高いものではなかった。その結果、民間セクターへの依存が高くなり、公的な支援は不十分であった。また、視覚障害者を「障害者」として位置づける就学免除などの様々な欠格条項が、戦前には廃止されず⁷⁾、「脱障害者化」という点でも大きな制約を残すものであった。

2. 知的障害児に対する自立支援政策

戦前における障害児教育は、盲人教育以外では、知的障害児に対して感化教育および学校教育が行なわれたが、盲人教育とはその目的が大きく異なっていた。

まず知的障害児に対する感化教育が問題となったのは、20世紀初頭の西欧諸国と同様に、不良少年対策の一環として知的障害児の存在が注目されたことによる（山田 1985）。たとえば大正期の調査では、不良児童を収容し、感化教育を行なった感化院や幼年監では、その入所者の約半数が知的障害児であるとの報告がなされている。つまり知的障害児への感化教育は、知的障害児が抱えていると考えられた再犯リスクを低下させるといった予防的な自立支援を目的としたのである。

また学校教育においても、前述の1900（明治33）年の小学校令の改正では、知的障害児を就学免除の対象としたが、児童の就学率が上昇するにつれ、就学児童の中の成績不良児の問題が顕在化

⁵⁾ 例えば1933（昭和8）年の社会事業年鑑（財団法人中央社会事業協会 1933：130-135）には、内務省衛生局が昭和6年に行なった盲人調査の結果が紹介されている。それによると盲人総数約7万6千人、内、無業者は約56%、三療従事者は約29%であり、公私の救済を必要とする者は約18%とされている。

⁶⁾ 1929（昭和4）年、当事者団体の全国組織である中央盲人福祉協会が設立され、内務省社会局において全国盲人保護並失明防止事業会議を開催し、注5で示した全国調査の実施を要望したり、盲人保護法の制定や盲児の就学義務制度を求める運動を行なった（財団法人中央社会事業協会 1933：130-135）。このほか1925（大正14）年の第一回普通選挙より点字投票が認められたが、その実現には当事者運動の力があつた（谷合 1996）。またこうした当事者運動を支援するものとして、大阪毎日新聞社による1922（大正11）年『点字毎日』の創刊、同社の大阪毎日新聞慈善団の活動（成人盲のための点字巡回指導など）がある。

⁷⁾ それでも盲ろう児教育が義務化されたのは、他の障害児よりも早期に実現し、1947（昭和23）年に中学校の義務化実施とともに、盲学校・ろう学校の小学部の一年次入学より年次進行で実施された（世界盲人百科事典編集委員会編 1972：39）。

し、特別学級を全国に設置した[1923（大正12）年文部省調査では190校で383学級設置]。しかしその目的は、盲学校のような職業自立に向けた「積極的な自立支援」というよりは、感化教育と同様に、社会防衛的な要素が強い、予防的な自立支援であった。当時の文部省の知的障害児教育の位置づけは、「たとえば1931（昭和6）年から実施された精神薄弱児童養護施設講習会（体育課主催）に見られるように、第一に普通児の教育効果を妨げる者の排除、第二に放置しておくことと犯罪をおこすという社会防衛上の必要、そしてさいごに精神薄弱児も微力ながら国のために役立つことができる」と指摘されるものであった（峰島 1985：244）。

3. 身体障害者に対する自立支援政策

戦前において、肢体不自由者などの身体障害者に対する自立支援政策は、関東大震災被災者への支援を契機とするが、その背景には、それ以前から社会問題化していた傷痍軍人への支援問題がある。

そもそも傷痍軍人への保護が政策課題となったのは、日露戦争により大量に生じた傷痍軍人への対応であった。1906（明治39）年廃兵院法が施行され、傷痍軍人の収容施設を設置した。しかし廃兵院への入所基準が厳しく（扶養者のいない者で、入所者は軍人恩給停止）、収容者は少なかった。多くの傷痍軍人は生活が困窮し、1913（大正2）年ごろには社会問題化していった。その後、自らも軍人遺族であり鐘紡社長であった武藤山治らの運動や、1914（大正3）年には第一次世大戦に参戦し、傷痍軍人の増加が懸念されたこともあり、1917（大正6）年軍事救護法が制定された。制定に先立ち、内務省は先進諸国の軍事救護体制について調査し、傷痍軍人対策として職業復帰対策が重視されていることを紹介しているが、軍事救護法には、救済施策しか含まれていない。困窮者に仕事を与えるというこれまでの授産とは異なり、わが国に職業リハビリテーションによる自立支援という考え方が導入されたのは、1920（大正9）年のILO設立総会に参加して以後のことであったとされる（山田 1995：18）。1922（大正11）年には、大阪廃兵協会が国立職業学校ならびに職業講習所の設立を国会に請願し、可決されている。

こうした状況下で、1923（大正12）年に関東大震災がおきた。この関東大震災の被災で身体障害者となった者（重傷者だけで約1万7,000人）への対策として、わが国で初めて職業リハビリテーションが展開されたのである。「このことはこの時点では直接廃兵に関わるものではなかったが、間接的に廃兵・傷痍軍人の職業教育を準備するものとなった。」（山田 1997：11）と評価され、これ以降の傷痍軍人対策は、職業リハビリテーションを重視する方向に転換していくことになる。

関東大震災からの復興対策として政府は、国内外からの義捐金をもとに、震災の翌年に財団法人同潤会を設立し、震災後の住宅建設を担わせた。この同潤会の特別会計として身体障害者の職業再教育、義肢の作成などを行なう同潤啓成社を設立したのである。この同潤啓成社の主任理事は内務

省社会局社会部長、総務部長は廃兵院長があたっている。また、実際に職業再教育を担当した教育部長の益富政助は、設立直前の10ヶ月間、17カ国に及び視察研究を行っており、その成果をもとに職業再教育を行った。

同潤会は震災復興の国内外の義捐金を基にしているため、震災による身体障害者への支援を優先したが、設立当初より傷痍軍人や労働災害による身体障害者への展開を予定していた。実際に設立後二年目から、震災以外の原因による身体障害者の受け入れを行なっている。

また同潤啓成社が設立の翌年に出した事業要覧（内田ほか 1998：43-46）では、「不具者再教育の事業は、先般の世界大戦が生み出した新しい社会事業」であり、大量に発生した傷痍軍人を前にしては、従来のような収容保護や年金支給を行うことが財政上困難であり、リハビリテーションは従来の方策に替わるものとして位置づけられたと説明している。また欧米ではこの職業再教育により「従前の様に廃疾者として、或は生産的無能力者として、棄てられているものは一人もいない事になりました」と述べ、「文明の世界に廃兵なし」「最早現代に不具者なし」「科学は不具を征服せり」「人間は一肢にして充分、二肢を有するは寧ろ贅沢の沙汰なり」などが欧米のリハビリテーションの標語であると紹介している。

同潤啓成社は、1928（昭和3）年には同潤会から分離し財団法人啓成社となった。設立した1924（大正13）年から1937（昭和12）年までに、卒業生532人を輩出し、そのうち40%は自営業につき、44%は事業所に就職したとされている。講習は、当時の日本の経済状況にあわせ、家庭的小工業（裁縫、家具製造、靴製造、藤細工など）へ従事することを目的とし、そのため「技能重視の考え方から、両手のない者、完全失明者などは講習にたえない者として入社が認められなかった」（山田 1997：17）のである。

こうした啓成社による身体障害者への自立支援をどのように評価すればよいのだろうか。実際に啓成社による自立支援を受け、卒業生の8割以上が就業したという実績は、当時の身体障害者にとって、就業を現実的な選択肢にする上で大きな役割を果たしたといえよう。

しかし啓成社による自立支援は、単に身体障害者に利益をもらすだけでなく、公益にも大きな影響を与えるものであった。戦争や地震などの自然災害により大量に生じた身体障害者を、公益主義の例外として放置することは、まず秩序維持という観点から問題が生じる。さらに傷痍軍人は、公益のため戦って障害を受けた以上、公益から補償を受けることの正当性が高いが、大量の傷痍軍人を保護救済するためには、大きな財政上の負担が伴う。上述の同潤啓成社の事業要覧が的確に指摘しているように、欧米における戦争を契機とした身体障害者への職業再教育への転換は、従来型の保護救済策の財政的行き詰まりを解決することが大きな要因になっていたものであり、このことはわが国においても同様である。

4. 戦前期の自立支援政策の問題点

以上のような「障害者」への自立支援は、労働による「自立」の可能性がない「例外」としてカテゴライズされた「障害者」観の変更を迫るものと言えよう。

特に、啓成社によってなされた身体障害者に対する職業リハビリテーションによる自立支援は、傷痍軍人対策が社会問題化していたこともあり、障害により経済的な「自立」が困難となっても、職業再教育という自立支援を行うことによって、「自立」する主体に近づくことが可能になることを広く示したと言えよう。

しかし自立支援により「障害者」の脱障害者化の可能性が示されたことにより、実際の可能性の有無は別にして理念的には、これですべての国民を例外なしに公益主義の対象と考えられるようになったと言えよう。まさに同潤啓成社が事業要覧で述べたように「生産的無能力者として、棄てられているものは一人もいない」ことになり、すべての国民が公益を増進するための存在として位置づけることが可能になるのである。そして実際に戦争遂行という唯一の公益のためにすべての国民が活用されていくことになるのである。

まず1937（昭和12）年以降、日中戦争激化を受け、国民を戦争遂行するための人的資源として管理することを目的とした戦時厚生事業に再編されていった。1938（昭和13）年には、国家総動員法が制定され、厚生省が設置された。また傷痍軍人の戦争拡大による増加に対応するために傷痍軍人保護対策審議会が総合的な障害者支援策の答申を行い、これに基づき傷痍軍人保護の専門部局として傷兵保護院（厚生省外局、翌年に軍事保護院に改組）が設置された。

財団法人啓成社も、傷兵保護院から助成を受け、施設を拡充し、傷痍軍人の職業再教育の委託を受けた⁸⁾。この他にも、国は大阪と小倉に国立職業補導所を設置し、さらに各道府県に簡易職業補導施設の設置を求め、傷痍軍人の職業リハビリテーションによる自立支援の制度化を図った。

当初こうした傷痍軍人への保護施策は国家的犠牲者に対して当然のことであり、他の一般の慈恵的な障害者保護とは異なるものとの理解が強かった（上平 1939：43-49）。しかしさらに戦争が激化し、労働力不足が深刻化すると、傷痍軍人以外の「障害者」も、有効な人的資源となり得るとして着目されるようになる。1942（昭和17）年に開かれた戦時厚生事業整備拡充協議会では、「潜在勤労力（特に厚生事業の対象たる盲・聾・不具者等）の活用と其の保護及び指導」が検討され（谷川 1943）、潜在勤労力としての視覚・聴覚・肢体・知的障害者が徴用され、人的資源としての

⁸⁾ 当時の啓成社による傷痍軍人に対する職業再教育の状況を示すものとしては、軍事保護院（1939）が出版した『傷痍軍人再起奉公の手記』がある。手記を寄せた者の職種は、写真館主3名、ミシン裁縫店主2名のほか、時計店店主、履物店店主、鍼灸師、旋盤工、理髪師が各1名である。

活用が図られたのである（糸賀 1949、清水 1990a、岸 1984）。

当時の障害者観は「今日の時局は心身欠陥者（傷痍者）に対してさえも積極的の訓練教育、職業補導によって實際上の勤務に堪へ得るように能力を促進せしめようとし、また精神薄弱者、身体虚弱者乃至神経症者等に対しても、其の有てる儘の心身状態を及ぶ限り活用して、病めるまゝ足らざるまゝに働くことの方法を講究し、決して病者たり弱者たるの故を以て国民総力の中から之等の者の責任を除外する如きことがあってはならないと云われている。」（杉田 1944：4）などの言説に顕著に見ることができる。しかし国民総力に組み込むための徴用労働の環境は劣悪であり、まさに「心身状態を及ぶ限り活用して、病めるまゝ足らざるまゝに働く」かされ、そして生命をも消耗させられたのである。

このように戦時経済体制にあっては、すべての人的物的資源が、戦争遂行という公益に結び付けられた。そして1941（昭和16）年からは生活必需物資統制令により、生活必需品のすべてが配給となり、公益への寄与に応じて、分配がなされた。その結果、戦争遂行という公益に結びつかない者の存在が、あからさまに排除され、その生命が軽視される事態も生じた。特に、精神病院やハンセン病施設に隔離収容されている障害者は、自由に施設外に出られない以上、配給や施設で自給する収穫物に頼るしかなかった。しかしこうした施設の収容者は単に「社会の重荷」ととらえられる風潮があり、その結果、施設への配給は後回しにされ、さらに戦況が悪化し物資の欠乏がはなはだしくなると、施設内での死亡率の上昇に結びつくことになったのである（清水 1990b、大竹 1984）。

確かに戦前において、「障害者」の自立支援は一定の進展を見せたが、昭和時代に入り、戦争の激化とともに、極度に公益に結びついて位置づけられた。その結果として「障害者」への自立支援は、「障害者」をスクリーニングし、公益に結びつく「障害者」は人的資源として消費し、公益に結びつかない「障害者」は「社会の重荷」として極端な排除を容認する役割を果たしたと言えよう。体制が擁護する公益という単一の価値で、すべての人間を序列化することの問題点を示したのである。

IV. 戦後における自立支援政策の展開 ー社会参加に向けた支援

1. 経済的「自立」から社会参加へ

戦後の「障害者」への自立支援政策も、経済的な「自立」にむけた支援からスタートした。戦前に行われてきた傷痍軍人への自立支援政策は、軍国主義復活につながる軍人保護政策であるとして、GHQ（連合国総司令部）により凍結され、「社会救済」覚書（SCAPIN775）の無差別平等の原則

に則り、一般国民を対象とする制度への変更が求められた。そしてこの無差別平等の原則に適合する形で「障害者」への自立支援が検討され、結果としてGHQの承認のもと1949（昭和24）年身体障害者福祉法が制定された（熊沢 2004）。

身体障害者福祉法は、「身体障害者の更生を援助」（第1条）することを目的とし、「すべて身体障害者は、自ら進んでその障害を克服し、すみやかに社会経済活動に参加できるように努めなければならない。」（第2条）と定め、明らかに経済的な「自立」に向けた職業リハビリテーションを行うことを定めた法律であった。またその施策の対象も、視力障害、聴力障害、言語機能の障害、肢体不自由、中枢神経機能障害の五種に限定し、結核や精神障害などは対象としなかった。

こうした措置は、戦後の緊縮財政の中での現実的な選択であったとも思われるが、経済的な「自立」を「障害者」に求めるという基本姿勢はその後とも変わらなかった。身体障害者福祉法はその後数次に亘り改正され、施策の対象とする身体障害者の範囲の拡大、身体障害者の社会参加支援、重度障害者への支援などが実施された。しかし1970（昭和45）年に制定された心身障害者対策基本法においても、「心身障害者は、その有する能力を活用することにより、進んで社会経済活動に参加するように努めなければならない。」（第6条）、「心身障害者の家庭にあっては、心身障害者の自立の促進に努めなければならない。」（第6条第2項）と定め、心身障害者の社会経済活動への参与義務を定めたばかりか、家族の自立支援の努力義務を課すものであった。

しかし戦後のわが国は、戦前のように公益のみを重視するのではなく、少なくとも法制度上は個々人の基本的人権を保障する民主主義国家となった。戦前とは異なり、政策立案者が特定の価値的方向性を意図したとしても、それに対抗する実践や運動を自らの権利として行なうことができるようになったのである。障害をもつ当事者団体や関係団体の運動、施設や地域における福祉実践は、戦前から、経済的「自立」のみに還元されず、障害をもつ人の多様な社会との関わり方の可能性とその重要性を示してきたが、それが実際の政策に結びつくのは戦後になってからなのである。

戦後において、こうした経済的「自立」を重視した支援の方向性を変える上で大きな影響を与えたのは、1981（昭和56）年の国連の国際障害者年（International Year of Disabled Persons：IYDP）および1983（昭和58）年からの「国連・障害者の十年」を契機とした広範な社会運動である。

国際障害者年が示した基本理念は、「IYDPの目的は、障害者が社会生活及び地域社会の発展に“完全参加”し、社会経済の発展の結果である生活条件の向上の配分を“平等”に受け、他の市民と同等の生活を享受する権利の実現を推進すること」、「社会は、身体的・精神的機能の十分備わった者の要求のみを満たすことを概して行っているが、すべての人々のニーズに適切に対応するためには、今なお多くのことを学ばなければならないこと」、「障害者を閉め出す社会は、弱くもろい社

会である」(1979年(昭和54)年国連総会決議「国際障害者年行動計画」抜粋、丸山 1998: 25-26)という文言に見られるように、体制が擁護する経済的「自立」という価値に「障害者」を同化させようとするのではなく、労働能力の多寡に限らず、障害をもつ人々が社会に「完全参加」することと、経済的な生活条件の「平等」な配分を求めるものであった。

「わが国は、この I Y D P に最も強く反応した国であるといわれ」(丸山 1998: 26)、障害をもつ当事者団体や関係団体を中心に、政治運動団体、自治体、マスメディアなどを巻き込み、広範な運動が活発に展開された。政府はこうした国内外の動きを受けて、1982(昭和57)年「障害者対策に関する長期計画」を策定した。また1984(昭和59)年に身体障害者福祉法を改正し、第2条に第2項を追加し「すべて身体障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする。」と定め、国際障害者年の「完全参加」という理念を反映させた。同様の改正は1993(平成5)年に心身障害者対策基本法が障害者基本法に改正された際にも行われ、第1条の「目的」や第3条の「基本理念」を規定した条項(第3条第2項)に「完全参加」の理念が反映された。

さらに2004(平成16)年の障害者基本法の改正では、第3条の「基本理念」に、第3項として「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」という差別禁止規定を設け、さらに「障害者」やその家族に自立への努力を定めていた旧6条を廃止した。

つまり戦後の「障害者」の自立支援は、当初は経済的「自立」を強く意図するものからスタートしたが、国際障害者年の理念に代表されるように、「自立」の意味内容を豊富化・多元化して、経済的「自立」の意味合いを相対化し、経済的「自立」を社会参加の一つの分野に位置づけたと言える。障害者基本法における「障害者」やその家庭の「自立」に向けた努力義務の廃止はそうした動向の象徴とも言えるのである。

2. 障害者自立支援法にみる「自立」

2005(平成17)年、障害者自立支援法が成立した。障害者自立支援法は、現行の支援費制度がわずか実施2年目で財政的に破綻したことを解決するために、介護保険制度への統合を前提とする制度改正と言われている。場当たりので理念なき改正と批判を受けながらも、応能負担から応益負担への変更など、障害をもつ人の生活に多大な影響をもたらす制度改正であった(藤井 2005)。

さらに今回の障害者自立支援法は、近年の英米で推進されているワークフェア(Workfare)政策(財政負担を抑制するために就労支援などの自立支援を積極的に活用する政策)への転換を図るのであり、就業による経済的な「自立」を過度に重視する傾向があることが危惧されている。

今回の障害者自立支援法の審議過程でもこうした危惧が争点の一つになった。例えば、衆議院厚生労働委員会の議事録から、当時の厚生労働大臣の答弁を見ると、危惧が現実化する恐れが高いことが分かる。

まず、この法律の「自立」とは職業自立に読めるがとの野党議員からの質問に対しては、障害者基本法の理念に沿った答弁をしている。

「私が自立というふうに言いますときに、その自立という意味は、決して今先生が狭い意味でおっしゃったような、仕事をして稼ぐ、そういう意味で自立するという意味じゃありませんで、やはりその人らしく尊厳を持って生きていくというのがまさに自立だと思っておりまして、今度の障害者自立支援法における自立という意味もそういう意味で言っているんだということを改めて申し上げたいと存じます。」

(2005年5月13日衆議院厚生労働委員会)

しかしその一方で、利用者負担にともなう所得保障の充実に関する与党議員からの質問に対しては、就労支援で代替する旨の答弁をしているのである。

「(公的な所得保障の拡充は) 我が国の財政事情を今考えますと、改善する、特に大きく改善することになりますと、極めて難しい面を持ちます。それからもう一つ、所得保障というと、先ほどまさに先生おっしゃいました、今度は働くということからくる所得がございます。こちらは福祉と雇用が連携しなきゃいかぬと思っておりまして、その福祉と雇用が連携した就労支援を重要な柱として私どもも積極的に取り組んでいかなきゃならないと考えております (後略)」

(2005年7月6日衆議院厚生労働委員会)

当時の厚生労働大臣は、この日に限らず、同趣旨の答弁を繰り返していた。確かに就労支援は必要だが、それはあくまで社会参加の一つの手段に位置付け直したはずである。就労支援の意味合いをこのように相対化してきたのが戦後の歴史だったのである。しかしこの答弁によれば、本来、就労による収入の不足に対して所得保障が代替機能を有するはずであるのに、逆に所得保障の不足を就労支援によって代替させようと意図するものであり、大きな問題を含むものと言えよう。

先行する英米におけるワークフェア政策では、シングルマザーを対象としたものが喧伝されているが、同様に「障害者」を対象にも実施されている。しかし少なくとも「障害者」分野においては、否定的な評価が多い。たとえば就労支援をおこなったとしても、雇用を受け入れる事業所側の問題があり、実際の雇用者増に結びつかない問題点が挙げられている (Hyde 2000)。

わが国でも、民間企業の障害者の法定雇用率は、全体の平均値では未達成の状況がずっと続いて

いる。また2005（平成17）年障害者雇用促進法が改正され、精神障害者を雇用率に参入できるようになったが、法定雇用率をそのものは変更せずに現行のままである（本来であれば雇用率算定対象者の拡大に応じて雇用率も連動して上昇するはずであるが、見送られた。）。

障害をもつ人にとって、就労は社会参加の重要な手段であり、就労支援が重要であることは言うまでもない。しかし就労支援に、所得保障の代替機能を担わせたり、財政負担の抑制機能を担わせたりすることには大きな問題がある。「自立」の意味合いを豊富化させ、多元化してきた、これまでの歴史に逆行し、再び経済的「自立」という単一の価値に抑圧されることが危惧されるからである。

V. いかなる＜自立＞支援が必要なのか ―異質な光を見出す実践

1. 障害をもつ人にとっての＜自立＞の意味

そもそも障害をもつ当事者が、単に「障害者」を排除する規範としての「自立」に従属するのではなく、同じ＜自立＞という言葉を使いながら、その意味をずらし、この言葉に仮託して、主張してきたことの一つは、他者に支配され、保護され、「私的」生活に閉じ込められてしまうことの非人間性だったのではないであろうか。いわゆる健常者のように自立できないとみなされたが故に、家族や施設に保護され、自らの意見ではなく、親や専門家など他者の意見が代わりに問われる状況への異議申し立てである。

たとえば、国連の国際障害者年を支える理念の一つでもあったノーマライゼーションは、まさにデンマークの知的障害者が巨大な隔離施設に収容され、デンマーク市民としての「あたり前の生活」とかけ離れた生活を強いられていることに対する異議申し立てから生まれたものであった（岩崎1998）。

さらに既存の障害者の「自立」観への疑問を投げかけ、その転換を図ったものとしては、1970年代のアメリカの自立生活（Independent Living : IL）運動がある。その＜自立＞観は、「障害者が他の人間の手助けをより多く必要とする事実があっても、その障害者がより依存的であることには、かならずしもならない。人の助けを借りて15分かかって衣服を着、仕事に出かけられる人間は、自分で服を着るのに2時間かかるために家に居るほかない人間よりも自立しているといえる。」（Dejong 1979）という文言に代表されている。このようにIL運動の＜自立＞観は、「障害者」をいわゆる「健常者」に近づける「自立」支援を否定したと言えるであろう。2時間かけてでも自分で服を着れるよう訓練をすることが自立支援なのではなく、また人の手助けを借りて生活することが依存的とも言えないのである。ここでは、同じ＜自立＞という言葉を使いながら、障害をもつ

当事者から積極的な意味の読み替えが提起されたと言えよう。こうした主張は、国家や社会が標準とする規格化された心身を持ち得ないと意味づけされた「障害」概念の脱構築化を図るものとも言える。

ノーマライゼーションにしても、IL運動にしても、わが国の障害をもつ人の運動に大きな影響を与えたが、これらを受け止める土壌として、わが国独自の障害をもつ人の運動があったことは重要である。戦後の障害者運動は、結核患者を中心とした国立療養所や病院の患者、ハンセン病療養所の患者、視覚障害者などの運動から始まったが、「自立」観を問い直しにつながる運動を展開したものとしては、1970年代の脳性マヒ者を中心とした「青い芝の会」の活動がある（杉本 2001、立岩 1990）。

「青い芝の会」の活動が社会的に注目されるようになったのは、1970（昭和45）年に母親が脳性マヒ児童の将来を悲観し殺害した事件への運動であった。「青い芝の会」神奈川県連合会は、担当検察庁や裁判所に対して、意見書を提出した。その中で彼ら／彼女らは「現在多くの障害者の中にあつて脳性マヒ者はその重いハンディキャップの故に採算ベースにのらないとされ、殆どが生産活動にたずさわれない状態にあります。このことは生産第一主義の現社会においては脳性マヒ者はともすれば社会の片隅におかれ人権を無視されひいては人命迄もおろそかにされることになりがちです。このような働かざる者人に非ずという社会風潮の中では私達脳性マヒ者は『本来あつてはならない存在』として位置づけられるのです。」と自らを規定した上で、もしも貧困な福祉政策を背景に母親の情状を酌量した無罪判決が出されれば、「脳性マヒ者をいよいよこの世にあつてはならない存在に追い込むことになる」のであり、殺害した母親もまた「現代社会の被害者の一人であるとは思われる」とはいえ、「法に照らして厳正な判決」を求めたのである（横塚 1974）。こうした活動は、マスコミにも取り上げられ、大きな社会的反響を呼んだ。「青い芝の会」はこれを契機に、車椅子利用者のバス乗車拒否撤廃運動、優性保護法改定（障害胎児の中絶容認する胎児条項の設置）反対運動、映画『さよならCP』上映運動、「青い芝の会」全国組織化運動などを展開した（横田 2004：190-259）。

これらの「青い芝の会」の運動のバックボーンをなすものとして、行動綱領とでもいうべき四つのテーゼがある。

一、われらは、自らがCP者であることを自覚する。

われらは、現代社会にあつて「本来あつてはならない存在」とされつつある自らの位置を認識し、そこに一切の運動の原点を置かなければならないと信じ、且つ行動する。

一、われらは、強烈な自己主張を行なう。

われらがCP者であることを自覚した時、そこに起こるのは自らを守ろうとする意志である。われらは、強烈な自己主張こそそれを成しうる唯一の路である信じ、且つ行動する。

一、われらは、愛と正義を否定する。

われらは愛と正義の持つエゴイズムを鋭く告発し、それを否定する事によって生じる人間凝視に伴う相互理解こそ真の福祉であると信じ、且つ行動する。

一、われらは、問題解決の路を選ばない。

われらは安易に問題の解決を図ろうとすることが、いかに危険な妥協への出発であるか身をもって知ってきた。われらは、次々と問題提起を行なうことのみが、われらの行ない得る運動であると信じ、且つ行動する。

(「青い芝の会」神奈川連合会会報「あゆみ」1970年11月号、CP者＝脳性マヒ者)

このように「青い芝の会」の運動は、自らが現代社会にあって「本来あってはならない存在」であるが故に、強烈な自己主張を行わなければ、社会から抹殺されてしまうという危機感が運動の起点になっている。そうした彼ら／彼女らにとって＜自立＞とは、「生産第一主義社会」に適応することではありえない。親や専門家や健常者という他者に自己を回収されることのない、まさにかけがえのない＜自立＞する存在として、公共空間において他者と対等なコミュニケーションができること。そのことが＜自立＞に込められた一つの、だがとても重要な意味なのではないだろうか。

とすれば、いかなる＜自立＞支援が、社会福祉に求められ、かつ可能なのだろうか。

2. ＜自立＞支援の方向性

わが国の戦前の「障害者」への自立支援政策の歴史は、援助の名の下に、マジョリティが支持する「自立」という価値に、マイノリティを統合することの問題点を示すものであった。マイノリティを排除している社会構造に眼を閉ざし、単にマイノリティが生存可能なニッチを見つけ、統合化を図ることは、決してマイノリティである障害をもつ人が求める＜自立＞につながる支援にはならないのである。そればかりかマジョリティの価値を貫徹し奉仕する実践は、結果としてマイノリティの＜自立＞を阻害する危険すらある⁹⁾。

しかしその一方で、社会福祉は自ら財を生産して分配するシステムではなく、生産部門から財を集め再分配するシステムであり、資本主義社会を前提とする以上、生産部門のイデオロギーである「自立」を全面的に否定することはできない(岩崎 2002: 117-118)。

社会福祉は、マジョリティの価値を擁護することも否定することもできないとすれば、このジレ

ンマを解決するにはどうすればよいのだろうか。ジレンマを解きほぐす鍵は、やはりこれまでの社会福祉実践の中にあると言えよう。障害をもつ人を対象にした実践の中でも、特に糸賀一雄らの知的障害者への実践は、自らの実践を言語化し、社会に与えた影響力という点でも、優れていると言えよう。

糸賀一雄の実践から生み出された主張は、「この子らを世の光に」という言葉に集約される。慈恵的な世の光を知的障害児に求めるものとは一線を画すこの主張の意義を、糸賀は次のように述べている。

ともあれ、精神薄弱な人びととの共同生活をとおして、私たちは新しい価値を発見した。どんなに高度な能力があっても、その能力が謙虚な信条に支えられていないと社会に不幸をもたらすだけである。謙虚な信条に支えられた精神薄弱な人びとのあゆみは、どんなに遅々としていても、その存在そのものから世の中を明るくする光がでるのである。単純に私たちはそう考える。精神薄弱な人びとが放つ光は、まだ世を照らしていない。世の中にきらめいている目もくらむような文明の光輝のまえに、この人びとの放つ光は、あれどもなきがごとく押しつぶされている。また光は異質の光なのである。文明の輝きになれた目には、その異質の光は、光としてうつらないかもしれない。

しかし私たちは、この人たちが放つ光を光としてうけとめる人びとの数をふやしてきた。異質な光をしつかりとみとめる人びとが、次第に多くなりつつある。人間のほんとうの平等と自由は、この光を光としてお互いに認めあうところにはじめて成り立つということにも、少しずつ気づきはじめてきた。

(糸賀一雄著作集刊行会 1982：143-144. 生前未発表原稿)

-
- 9) たとえば社会福祉関係者はハンセン病患者に対して、戦前は方面委員を中心として「無癩県運動」という隔離収容政策に協力し、戦後も隔離収容政策の問題に十分に対応してこれなかった。こうした事態に対して、ハンセン病問題に関する検証会議の委員であった窪田暁子は、「福祉界は、問題を完全に医療の手にゆだねて背景に退き、そこに献身的に働く人びとを美化し、隔離という枠に依存し、そこに逃避したという非難を避けることはできない。生涯にわたる完全な隔離が、その個人の人間としての尊厳をどれほど傷つけ、人格を無視したものであるかの認識が、人権の大切さを掲げる職業集団としては、まことに不十分であった。その間さまざまの立場で療養所の内外にはたらいた福祉関係者の業績を切り捨てようというのではない。療養所や、そこに暮らす人びとの存在を忘れ去ってしまうことの重大さを思えば、たとえ結果的に無力であってもせめてこの人びとに寄り添って仕事をつづけた職員や、ボランティアの苦労は大切に記録されてしかるべきである。しかし、大部分の国民が療養所の存在さえ知らぬままに経過するという事態をつくりだしたことの責めを逃れることはできないであろう。多くの社会問題に関して発言し、実践的、研究的にそれにかかわり、もっとも弱いものの理解者であるべきことの大切さを表明している職業集団から全く忘れ去られた存在であることが、どれほど重い事実であるか、それは受け手にとって、ほとんど迫害に近い行為であることを、どこから指弾されるよりも、まず自らが痛みをもって自覚しなければならない」(財団法人日弁連法務研究財団 ハンセン病問題に関する検証会議 2005：376)と総括している。この他にも、朝鮮や台湾などの植民地の同化政策のために民間社会事業が果たした役割や、精神障害者などの隔離収容や優性保護へのソーシャルワーカーの関与など、「福祉の逆機能」を生み出した構造を検証する必要がある。

糸賀の主張は、「文明の光」を否定するものではない。「文明の輝き」に目がなれてしまい「異質な光」を光と感じなくなることによって警鐘を鳴らしているのである。障害をもつ人にとっての〈自立〉とは、単に自ら「光」を発することではない。その「光を光としてお互いに認めあう」状況で、「光」を発することなのだ。

とすれば、社会福祉に求められている〈自立〉支援は、経済的「自立」から見れば「異質な光」であっても、そこにまず光を見出すこと。たとえば現在においても、高次機能障害、自閉症、難病患者など、いわゆる「谷間の障害」と呼ばれている人々の光は、弱く届きにくい。社会福祉は、そうした光をまず見出し、その上で「異質な光」を光として受け止める人々を増やすこと、それを可能にする公共空間の創出に寄与すること、これらの実践に社会福祉の社会的な存在意義があるのではないだろうか。「自立」という単一の価値で人間が評価される社会は、障害をもつ者を排除するだけでなく、障害をもたない者にとってもよい社会ではない。そればかりかアーレントが、「共通世界の終りは、それがただ一つの側面のもとで見られ、たった一つの遠近法において現れるとき、やってくるのである。」(Arendt 1958 [1994]: 84) と指摘したように、「自立」に限らず単一の価値で序列化された社会(全体主義社会)はいずれ硬直化し崩壊する。わが国は、このことを戦前、身をもって検証したはずである。社会福祉の必要性の一つは、こうした「生の複数性」を保障することにあるとも言えるのである(齋藤 2004: 296-298)。

こうした〈自立〉支援は、多様な価値が共存する公共空間を維持するという意味で社会的な意義があるだけでなく、支援を必要とする当事者にとってももちろん有用である。特にマイノリティの中でも、自らの言説を公共空間で訴える力を持ち得ないマイノリティや、あるいは自己主張そのものを諦めているマイノリティにとっては、マイノリティをエンパワーし、公共空間との関係を媒介する社会福祉実践が必要なのである。

近年のわが国の社会福祉政策は、国の財政再建を第一の「公益」とし、理念や長期的な方向性が不明確で、場当たりの制度改正が続いている。特に、障害者自立支援法をめぐる政府の「結論ありき」という強引な対応は、障害をもつ当事者の〈自立〉を阻害するものと言わざるを得ない。社会福祉実践が、単に行政の下請けとして経済的な「自立」のみを目的にすることは、社会福祉自らの存在意義を否定することに他ならないのだ。多様な〈自立〉のあり方を見出し、〈自立〉の意味を多元化することこそが、いま社会福祉に求められているのである。

なお本研究の要旨は、日本社会福祉学界第53回大会(2005年10月8日、仙台)の学会企画シンポジウムⅠ「自立支援の価値を問う」において発表した。

<文 献>

- Arendt, H. (1958). *The Human Condition*, Chicago: University of Chicago Press. (志水 速雄 訳[1994], 『人間の条件』ちくま学芸文庫)
- Dejong, G. (1979). 'Independent Living : From Social Movement to Analytic Paradigm', *Archives of Physical Medicine and Rehabilitation* 60,435-446.
- 藤井 克徳 (2005) 「障害者自立支援法の国会審議と障害保健福祉施策の課題」『社会福祉研究』94, 62-68.
- 軍事保護院 (1939) 『傷痍軍人再起奉公の手記』軍事保護院.
- 窪田 静太郎 (1899) 「貧民救済制度意見」『社会』2(11), 37-49.
- ひろた まさき (1998) 『差別の視線－近代日本の意識構造－』吉川弘文館.
- Hyde, M. (2000). 'From Welfare to Work? Social Policy for Disabled People of Working Age in the United Kingdom in the 1990s', *Disability & Society* 15(2), 327-341.
- 糸賀 一雄 (1949) 「精神薄弱児教育の現在と将来」『近江学園報告書』1 (再録: 1982, 『糸賀一雄著作集Ⅰ』日本放送協会, 317-323).
- 糸賀 一雄著作集刊行会編 (1982) 『糸賀一雄著作集Ⅱ』日本放送協会.
- 岩崎 晋也 (1998) 「現代における社会福祉の意義」岩田正美、久保紘章、荒川義子編『精神保健福祉士養成セミナー第9巻社会福祉原論』へるす出版.
- 岩崎 晋也 (2000) 「障害に係わる欠格条項の歴史的経緯と見直しに際しての課題」『リハビリテーション研究』102,2-13.
- 岩崎 晋也 (2002) 「なぜ『自立』社会は援助を必要とするのか」古川孝順・岩崎晋也・稲沢公一・児島亜紀子著『援助するということ』有斐閣.
- 岸 博實 (1984) 「視覚障害者と戦争」『障害者問題研究』36, 58-67.
- 北原 糸子 (1995) 『都市と貧困の社会史－江戸から東京へー』吉川弘文館.
- 熊沢 由美 (2004) 「被占領期日本における傷痍者保護対策－身体障害者福祉法の制定をめぐって(1)－」『東北学院大学論集 経済学』156, 51-86.
- 峰島 厚 (1985) 「東京市補助学級と国民学校令施行規則の制定」津曲裕次・清水寛・松矢勝宏・ほか編『障害者教育史』川島書店, 240-246.
- 大竹 章 (1984) 「ハンセン病患者の生存と人権」『障害者問題研究』36, 34-43.
- 丸山 一郎 (1998) 『障害者施策の発展－身体障害者福祉法の半世紀－』中央法規出版.
- 永島 利明 (1972) 「障害者と見世物芸人」『特殊教育学研究』10(2), 27-35.
- 中野 善達・加藤 康昭 (1967) 『わが国特殊教育の成立』東峰書房.

- 日本社会事業大学編 (1980)『窪田静太郎論集』日本社会事業大学.
- 齋藤 純一 (2004)「社会連帯の理由をめぐって」齋藤純一編『福祉国家／社氣的連帯の理由』ミネルヴァ書房、271-308.
- 坂寄 俊雄 (1969)「天皇制慈恵政策研究のために (その一)」『立命館経営学』7(4・5・6)、52-74.
- 世界盲人百科事典編集委員会編 (1972)『世界盲人百科事典』社会福祉法人日本ライトハウス (再販：2004、日本図書センター).
- 清水 寛 (1984)「明治期における軍隊と障害者問題—徴兵制および陸軍懲治隊を中心に—」『障害者問題研究』36、3-20.
- 清水 寛 (1990a)「天皇の軍隊と障害者」『障害者問題研究』63、25-44.
- 清水 寛 (1990b)「第2次世界大戦と障害者〔I〕—太平洋戦争下の精神障害者・ハンセン病者の生存と人権—」『埼玉大学紀要教育学部 (教育科学)』39(1)、19-45.
- 杉本 章 (2001)『障害者はどう生きてきたか—戦前戦後障害者運動史』Nプランニング.
- 杉田 直樹 (1944)「衛生思想の決戦的切換」『日本医療団報』1944年8月号、2-5.
- 谷合 侑 (1996)『盲人の歴史』明石書店.
- 谷川 貞夫 (1943)「厚生事業実践体の動向」『厚生事業研究』31(1)、46-50.
- 立岩 真也 (1990)「はやく・ゆっくり—自立生活運動の生成と展開」安積純子・岡原正幸・尾中文哉・ほか『生の技法』藤原書店、165-226.
- 利光 三津夫 (1959)『律令及び令制の研究』明治書院.
- 東京都養育院編 (1974)『養育院百年史』東京都.
- 内田 青蔵・藤谷 陽悦・吉野 英岐 (1998)『近現代都市生活調査 同潤会基礎資料Ⅱ 第7巻』柏書房.
- 上平 正治 (1939)『軍事援護事業概要』常磐書房 (再録：1995、『戦前期社会事業基本文献集6 軍事援護事業概要』日本図書センター).
- 山田 明 (1985)「感化教育における精神薄弱者処遇前史」津曲裕次・清水寛・松矢勝宏・ほか編『障害者教育史』川島書店、165-171.
- 山田 明 (1995)「解説 軍事援護体制の歴史と日中戦争下の軍事援護事業」『戦前期社会事業基本文献集6 軍事援助事業概要』日本図書センター.
- 山田 明 (1997)「わが国傷痍軍人問題と職業保護の歴史」『戦前期社会事業基本文献集58 傷痍軍人労務輔導』日本図書センター.
- 八幡 ゆかり (1999)「障害者への教育と福祉の処遇史研究 — その1、明治期の『教育と福祉』処遇史」『鳴門教育大学研究紀要 (人文・社会科学編)』14、1-8.

横田 弘編（2004）『横田弘対談集 否定されるいのちからの問い－脳性マヒ者として生きて』現代書館.

横塚 晃一（1974）「ある障害者運動の目指すもの」『ジュリスト』572、209-214.

財団法人中央社会事業協会（1933）『社会事業年鑑（昭和8年版）』財団法人中央社会事業協会.

財団法人日弁連法務研究財団ハンセン病問題に関する検証会議（2005）『ハンセン病問題に関する検証会議最終報告書』財団法人日弁連法務研究財団（以下のホームページで報告書が公開されている。http://www.jlf.or.jp/work/hansen_report.shtml#saisyu）